

社会教育施設整備に活用できる補助制度等について

所管省庁名等	事業メニュー	事業の目的	対象施設			整備内容				補助率	上限額	主な交付要件等	備考	県担当部署
			公民館	公民館類似施設	図書館博物館	建設	改修	耐震化	備品等					
国土交通省	社会資本整備総合交付金 都市再生整備計画事業 (旧まちづくり交付金事業)	地域のまちづくりを総合的に支援し、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るもの。	○	○	△	○	○	○	×	4/10	事業費ベースで21億円 (1施設あたり)	【整備基本計画】 ・社会資本整備総合計画、都市再生整備計画に基づく事業であること 【支援要件】 ・郊外からの移転 ・施設の統廃合 ・他施設との合築	・備品整備は対象外	土木建築局 都市計画課
	社会資本整備総合交付金 都市再構築戦略事業 (人口密度維持タイプ)	人口密度の低下や高齢者の急増により都市機能の維持が課題となる中、商業や医療、教育施設等の集約化による都市の再構築を図るもの。	△	△	△	○	○	○	×	5/10	事業費ベースで21億円 (1施設あたり)	【整備基本計画】 ・社会資本総合整備計画、都市再生整備計画に基づく事業であること ・立地適正化計画を策定していること 【支援要件】 ・郊外からの移転 ・施設の統廃合 ・他施設との合築	・地域区分により整備対象施設が異なる。 ・備品整備は対象外	
	社会資本整備総合交付金 市街地整備事業 (暮らし・にぎわい再生事業)	中心市街地の再生を図るため都市機能の整備を総合的に支援するもの	○	○	○	○	△	×	○	1/3	—	【整備基本計画】 ・社会資本総合整備計画に基づく事業であること ・中心市街地活性化計画の認定を受けていること 【施設要件】 ・公益施設の整備であること ・所定の施設基準を満たすこと		
	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業))	災害に強い国土・地域の構築に向け建築物の耐震化を推進するもの	○	○	△	△	△	△	×	11.5% ～ 1/3	50,300円/㎡ (耐震改修工事で、特殊工法や高い耐震性を確保する必要がある場合は82,300円/㎡)	【整備基本計画】 ・社会資本総合整備計画(3～5年)に基づく事業であること ・県又は自治体の耐震改修促進計画に基づく事業であること 【施設要件等】 ・次のいずれかに該当する施設であること ①災害時に重要な機能を果たす建築物 ②災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物 ③要緊急安全確認大規模建築物 ④地域防災計画に位置付けられた避難所等 等 ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること等	・建築物の耐震化以外にも、天井の耐震改修(天井の除却を含む。)や土砂災害対策改修等も対象	土木建築局 建築課
農林水産省	次世代林業基盤づくり交付金 (森林・林業再生基盤づくり交付金) 木造公共施設整備	森林の整備・保全並びに林業、木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図る	○	○	○	○	△	×	×	15%以内	75,000千円	・主要構造部が木材であること ・原則として、県産材利用量が床面積1㎡あたり1.18㎡以上であること、かつ延床面積が300㎡以上であること。ただし、特殊な構法又は用途によるものはこの限りでない。 ・木質内装にあっては、対象施設の延床面積が300㎡以上であること、かつ木質内装を行う床及び壁等の合計面積が300㎡以上であること。	・改修は木質内装部分のみ対象(補助率:3.75%) ・電気・上下水道工事等は対象外 ・耐震化、備品整備は対象外	農林水産局 林業課
(財)自治総合センター	コミュニティ助成事業 コミュニティセンター助成事業	コミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の発展等に寄与する。	×	○	×	○	△	△	○	3/5以内	15,000千円	・改修、耐震化は大規模修繕に該当するものに限る。 ※大規模修繕とは建築基準法14条に定めるもの ・コミュニティ組織が施設所有者でなければならない。	・土地取得費用は対象外 ・備品整備は椅子、机等に限る	(財)自治総合センター
文部科学省	公立社会教育施設災害復旧事業	災害により被災した公立社会教育施設の施設・設備等の復旧に要する経費を補助する。	○	○	○	○	○	○	○	2/3	—	・激甚災害(本激)により被害を受け、特定地方公共団体に指定された自治体が設置する公立社会教育施設を対象とする。 ・原形復旧に要する経費等のみが対象	・一つの社会教育施設ごとの復旧事業費が60万円未満の被害は対象外	生涯学習課

※「公民館類似施設」とは、条例では公民館として設置されていないが、公民館と同様の事業等を行うことを目的とする施設

	所管省庁名等	事業メニュー	事業の目的	対象施設			整備内容				補助率	上限額	主な交付要件等	備考	県担当部署
				公民館	公民館類似施設	図書館博物館	建設	改修	耐震化	備品等					
地方債	総務省(財務省)	公共事業等債 (起債充当率90%)	補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金等を対象とする	○	○	○	○	○	○	△	交付税算入 財対分に対し 50%	—	・特定の国庫補助(社会資本整備総合交付金等)を受けて市町が実施する事業	・備品の対象は、建設事業として整備される施設等と一体不可分であること(20万円以上かつ耐用年数5年以上)	
		一般補助施設等整備事業債 (起債充当率75%)	他の事業債の対象とならない国庫補助事業を対象とする	○	○	○	○	○	○	△	—	—	・国庫補助を受けて市町が実施する事業のうち、他の事業債の対象とならない事業	・備品について同上	
		一般単独事業債 (起債充当率75%)	他の事業債の対象とならない地方単独事業を対象とする	○	○	○	○	○	○	△	—	—	・市町が実施する単独事業のうち、他の事業債の対象とならない事業	・備品について同上	
		地域活性化事業債 (起債充当率90%)	地域の活性化	○	○	○	△	○	×	△	交付税算入 30%	—	地域活性化事業債の対象事業であること	・ハコモノの新築は原則対象外 ・備品について同上	
		公共施設最適化事業債 (起債充当率90%)	公共施設の維持管理費の削減	○	○	○	○	○	×	△	交付税算入 50%	—	・公共施設総合管理計画に基づいて行われる公共施設の集約化及び複合化事業で、全体として延べ床面積が減少するもの	・備品について同上	
		防災対策事業債 防災基盤整備事業(消防防災施設整備事業) (起債充当率75%)	防災・減災に資する施設の整備促進を図る	○	○	○	×	○	×	△	交付税算入 30%	—	・指定緊急避難場所及び指定避難所における防災機能の強化(避難者が生活するために必要な施設や避難者の安全性向上のために必要な改修等に限る。)	・備品について同上	
		防災対策事業債 公共施設等耐震化事業 (起債充当率90%)		○	○	○	×	×	○	△	交付税算入 50% 要件を満たす 避難所は2/3 に引上	—	・地域防災計画、耐震改修が必要である公共施設等の耐震化事業であること。(指定避難所や不特定多数が利用する公共施設など) ・原則として非木造の2階以上又は延床面積200㎡超等の要件あり。 ・地震倒壊の危険性が高い避難所(地震防災緊急事業5か年計画に定められているもの)は交付税率を引上げ	・備品について同上	地域政策局 市町行財政課
		緊急防災・減災事業債 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備 (起債充当率100%)	防災・減災のために緊急に実施する必要がある	○	○	○	×	○	×	△	交付税算入 70%	—	・指定緊急避難場所及び指定避難所における防災機能の強化(避難者が生活するために必要な施設や避難者の安全性向上のために必要な改修等に限る。)	・備品について同上	
		緊急防災・減災事業債 公共施設等耐震化事業 (起債充当率100%)		○	○	○	×	×	○	△	交付税算入 70%	—	・地域防災計画、耐震改修が必要である公共施設等の耐震化事業であること。(指定避難所や不特定多数が利用する公共施設など) ・原則として非木造の2階以上又は延床面積200㎡超等の要件あり。	・備品について同上	
		旧合併特例事業債 旧市町村合併特例事業(旧法分) (起債充当率原則95%)	市町村建設計画に基づく、合併に伴い特に必要となった事業を行うことを目的としている。	○	○	○	○	○	○	△	交付税算入 70%	市町により異なる	・市町村建設計画に基づく事業であること。 ・合併に伴い特に必要となった事業であること。	・上限額については、個々の事業ごとではなく、各市町が起債する旧合併特例事業債の総額に対して設けられている。 ・備品について同上	
		過疎対策事業債・辺地対策事業債 過疎対策事業・辺地対策事業 (起債充当率100%)	過疎地域の自立促進及び辺地の格差是正のため、施設整備などの促進を図る	○	○	△	○	○	○	△	交付税算入 過疎70% 辺地80%	地方債計画計 上額の範囲内	【過疎対策事業債】 ・過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業であること 【辺地対策事業債】 ・辺地での公共施設の総合的整備に関する財政上の計画に基づく事業であること	・図書館、博物館(地域文化の振興等を図る施設)は、辺地対策事業債の対象外 ・備品について同上	
	一般単独災害復旧事業債 (起債充当率100%)	激甚災害の指定の有無にかかわらず、国の補助に受けずに単独で実施する被災した公共・公用施設の原型復旧に要する経費等	○	○	○	○	○	○	○	交付税算入 47.5%~ 85.5%(地方自治体の財政力に応じ変動)	—	・原形復旧に要する経費等のみが対象			

※「公民館類似施設」とは、条例では公民館として設置されていないが、公民館と同様の事業等を行うことを目的とする施設